

公 告

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 92 条第 2 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について下記のとおり定め、令和 5 年 10 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 5 項の規定に基づき、公告する。

令和 5 年 9 月 29 日

横浜税関長 松岡 裕之

記

税関長権限委任規則（昭和 43 年達第 12 号）の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

改正後															改正前	
(1) 法第 95 条第 3 項か ら第 7 項ま で (税関事 務管理人) の規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(新 設)	
(2)~(6)	(省 略)														(1)~(5)	(同 左)
6~13	(省 略)														6~13	(同 左)
注 1 及び注 2 (省 略)															注 1 及び注 2 (同 左)	
別表第 2 (省 略)															別表第 2 (同 左)	